

アレルギー疾患医療提供体制の在り方 について(たたき台)

目次

1. アレルギー疾患医療体制の基本的な考え方 - 各医療機関の連携協力

2. アレルギー疾患医療に携わる医療機関やかかりつけ医等に求められる役割
 - 1) 中心拠点病院の役割
 - 2) 都道府県拠点病院の役割
 - 3) かかりつけ医の役割
 - 4) 薬局・薬剤師の役割

3. 都道府県拠点病院の選定について
 - 1) 都道府県拠点病院の選定主体
 - 2) 都道府県拠点病院の選定要件について

4. 都道府県地域連絡協議会の設置
 - 1) 都道府県地域連絡協議会の構成
 - 2) 都道府県地域連絡協議会の役割

別紙1: アレルギー疾患医療提供体制のイメージ図

別紙2: 都道府県の拠点病院に求められる役割の具体的内容例

1. アレルギー疾患医療提供体制の基本的な考え方 — 各医療機関の連携協力
アレルギー疾患の重症化の予防のためには、正確な診断に基づく、適切な治療と管理が行われることが重要である。

そのため、診療所や一般病院で発症早期や軽症の患者の多くの診療を担うかかりつけ医に対し、科学的知見に基づく適切な医療に関する情報が常に提供され、それに基づき、適切な治療が決定される環境が構築されることが重要である。

一方、かかりつけ医や、かかりつけ医と一般病院との連携等による診断や治療では病態が安定化しない場合、適宜、各都道府県の拠点となる医療機関である「都道府県拠点病院」が関与することが必要となる。その後、病態が安定化した場合や治療方針に大きな変化がない場合は、患者の利便性も鑑み、かかりつけ医による診療を中心に行うことが望ましい。

また、アレルギー疾患に関する科学的知見に基づく適切な情報の提供や、各都道府県拠点病院の専門的な知識及び技術を有する医療従事者の育成は、全国の拠点となる医療機関である「中心拠点病院」が担うこととする。

かかりつけ医、都道府県拠点病院、中心拠点病院の連携のイメージについては、別紙1に示した。

2. アレルギー疾患医療に携わる医療機関やかかりつけ医等に求められる役割

アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めるにあたり、前述のとおり、中心拠点病院(国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構相模原病院)、都道府県拠点病院、かかりつけ医との間の連携協力が重要である。また、アレルギー疾患医療においては、適切な予防及び治療のため、かかりつけ医等と連携し、薬剤師が患者の服薬状況の把握を介した薬学的管理を実施する等、薬局の積極的な関与も必要である。

これら医療機関や薬局に求められる役割を、診療、情報提供、人材育成、研究の4つの観点から以下の通り整理する。

1) 中心拠点病院の役割

① 診療

中心拠点病院は、都道府県拠点病院と同様、一般的な診断や治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を実施する。

② 情報提供

中心拠点病院は、国民や医療従事者その他のアレルギー疾患に携わる関係者に対し、ウェブサイトや講習会等を通じ、アレルギー疾患に関する科学的知見に基づく適切な情報を提供する。また、関係学会等のウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者やアレルギー疾患に関する医療機関の情報等の提供も行う。

③ 人材育成

中心拠点病院は、都道府県拠点病院でアレルギー疾患医療に従事する、専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成を行うとともに、全国の都道府県や市区町村等で実施する地域住民、医療従事者その他のアレルギー疾患に携わる関係者向けの研修や講習会で活用できる共通教材等の作成、提供を行う。

④ 研究

中心拠点病院は、国が全国的な疫学研究、臨床研究等を長期的かつ戦略的に推進することに協力する。

⑤ その他

中心拠点病院は、全国拠点病院連絡会議(仮称)を開催し、全国の都道府県拠点病院との情報共有、意見交換等を行う。

2) 都道府県拠点病院の役割

① 診療

一般的な診断や治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患に対し、関係する複数の診療科が連携し、診断、治療、管理を行う。

② 情報提供

患者やその家族に対し、定期的に講習会等を開催することや、地域住民に対する啓発活動を行う。

③ 人材育成

都道府県でアレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修の実施のみならず、保健師や学校、児童福祉施設等の教職員等に対する研修を行う。

④ 研究

都道府県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析し、都道府県によるアレルギー疾患対策の推進を支援する。また、国が長期的かつ戦略的に推進する全国的な疫学研究、臨床研究等に協力する。

上記役割の具体的内容については、別紙2に例示した。

3) かかりつけ医の役割

かかりつけ医は、定期的な処方や検査等の日常的診療を行う、患者に最も身近な存在であり、日々の診療において、科学的知見に基づいた適切な医療を提供することが期待される。そのため、都道府県地域連絡協議会等が開催する研修会等に積極的に参加し、最新の科学的知見に基づいた適切な医療についての情報を有する必要がある。

また、通常の診断や治療では病態が安定化しない重症および難治性アレルギー

一疾患患者については、適宜、都道府県拠点病院を紹介することが求められる。

4) 薬局・薬剤師の役割

アレルギー疾患において、かかりつけ薬局・薬剤師は医師の処方に基づき、患者に対して有効性・安全性が確保された適切な薬物療法を提供することが重要である。そのため、医薬品や薬物療法に関して、アレルギー疾患医療に携わる医療機関等やかかりつけ医と連携をとりながら、最新の科学的知見に基づいた適切な情報提供及び指導を行う必要がある。

また、薬学的専門性の観点から、服薬情報や副作用(特にアレルギー歴)等の情報について、処方を行った医師へのフィードバックを行うこと等も求められる。

3. 都道府県拠点病院の選定

1) 都道府県拠点病院の選定主体について

選定主体は都道府県とし、人口分布、交通の利便性等地域の実情を総合的に考慮し、都道府県の中でアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たしている、または将来果たすことが期待される医療機関を都道府県拠点病院として選定する。

2) 都道府県拠点病院の選定要件について

都道府県拠点病院は、各都道府県につき、原則1～2箇所程度選定されるものとする。

都道府県拠点病院には、内科、小児科、耳鼻科、眼科、皮膚科領域の学会の専門医(内科は認定内科医)資格を有する医師が常勤していることが求められる。選定を検討する医療機関に、このような医師が常勤しない診療科がある場合、そ

の診療科の専門医（内科は認定内科医）が常勤している他医療機関の診療科を合わせて選定することで、都道府県拠点病院としての選定基準を満たすものとする。なお、専門領域の広い内科、小児科の医師については、日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格の認定を受けた医師が常勤していることが望ましい。

加えて、都道府県拠点病院には、アレルギー疾患に関する専門的な知識を有する看護師、管理栄養士、薬剤師等が配置されていることが望ましい。

また、都道府県拠点病院は、基本的に小児から成人までの診療を担える医療機関であることが必要であるが、それに加え、都道府県で中心的な役割を担っている小児専門医療機関も拠点病院として想定できるものとする。

4. 都道府県地域連絡協議会の設置

1) 都道府県地域連絡協議会の構成

都道府県は、アレルギー疾患対策を推進するため、都道府県地域連絡協議会（以下地域連絡協議会という。）を設置する。地域連絡協議会は、都道府県や都道府県拠点病院、アレルギー疾患に携わる専門医、医師会、関係市区町村、学校関係者その他のアレルギー疾患対策に携わる関係者等によって構成されるものとし、さらに患者視点での課題も考慮するよう、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考にするよう努める。

すでに都道府県において同様の組織がある場合には、これを活用して差し支えない。

2) 都道府県地域連絡協議会の役割

地域連絡協議会は、都道府県拠点病院で実施する調査、分析を参考に、地域におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握し、都道府県拠点病院を中心とした診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等、地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進を図る。